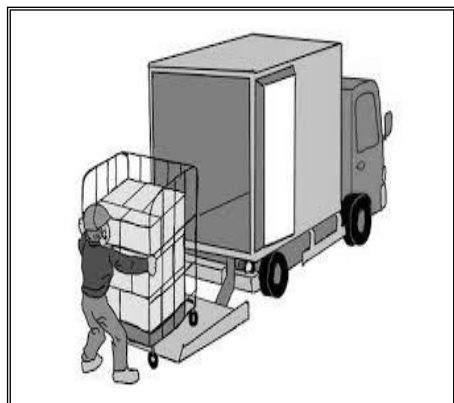


テールゲートリフター特別教育



主催：(一社)飛驒地区労働基準協会連合会



貨物自動車での荷役作業に関し、墜落・転落、荷の崩壊・倒壊等の労働災害が多発し、このような状況から労働安全衛生規則が改正され、昇降設備の設置義務や保護帽の着用範囲が拡大されました。

その一環として、労働安全衛生法第59条第3項に係る特別教育に関する規定も改正され、令和6年2月1日から貨物自動車での荷役作業におけるテールゲートリフターの操作の業務に労働者をつかせるときは、「安全衛生特別教育規程第7条の4」に基づく教育を行わなければならないこととなりました。

当連合会では、下記により特別教育を開催することとしましたので、多くの関係者が受講されますようご案内いたします。

開催日程	令和7年6月5日(木) 午前9時00分～午後16時30分
実施場所	飛驒・世界生活文化センター(〒506-0032 高山市千島町900-1)
受講料	当労基連合会会員 1名につき 13,200円(内消費税1,200円) 非会員 1名につき 15,400円(内消費税1,400円) ※受講料には、テキスト代及び消費税10%含まれます。
対象者	テールゲートリフターを直接操作する者(キャスターストッパー等の操作及び昇降板の展開・格納などテールゲートリフターを使用する者を含む)
受講定員	40名(定員になり次第締め切らせていただきます)
受付期間	令和7年4月7日(月)より受付開始

カリキュラム等

講習科目			講習時間
学科	テールゲートリフターに関する知識	テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	荷の種類及び取扱い方法 台車の種類、構造及び取扱い方法 保護具の着用 災害防止	2時間
	関係法令	法令及び安衛則中の関係条項	0.5時間
実技	テールゲートリフターの操作の方法		2時間

※ 本講習の全科目を修了した方には、修了証を当日交付します。
実技教育には、運転に適した服装と共にヘルメット・安全靴及び手袋を持参してください。

お申込み

裏面の受講申込書に所要事項を記載し、下記によりお申込み下さい。

- ◆ 自動車運転免許証又は健康保険被保険者証等本人確認(氏名、生年月日、住所)ができる書面(写し)を添付して下さい。
- ◆ 受講料のお支払方法は銀行振込のみとなっております。
下記の指定口座へお願いいたします。
振込口座：十六銀行 高山支店
普通預金：0668241
口座名：一般社団法人 飛驒地区労働基準協会連合会
- ◆ インボイス対応
請求書又は領収証発行をご希望の場合は、申込の際にご連絡をお願いします。
- ◆ 講習開始日の2日前までにキャンセルした場合に限り、受講料をご返金いたします。(この場合振込手数料を差引いた金額をご返金します)
- ◆ 受講者が定員に満たない場合は、中止とすることがあります。
- ◆ **申込先**

〒506-0025 高山市天満町4-70 ア・ラックスビル2階
岐阜労働局長登録教習機関
一般社団法人 飛驒地区労働基準協会連合会
TEL：(0577-32-2453) FAX：(0577-36-0350)

テールゲートリフター特別教育受講申込書

講習日		令和7年6月5日 開催分			
受講者	フリガナ			修了証に旧姓等併記希望の場合 併記する旧姓氏名又は通称	写真貼付欄 裏面に氏名を 記入し、全面の り付けして貼付 して下さい 3.0cm×2.5cm
	氏名				
	生年月日	昭和・平成 年 月 日			
	住所	〒□□□-□□□□			
		【連絡先】 電話・携帯 ()			
勤務先	事業場名				
	所在地	〒□□□-□□□□			
	連絡者名		電話番号	() -	
	当連合会会員区分	1. 会 員 2. 非会員			

令和 年 月 日
一般社団法人 飛騨地区労働基準協会連合会 殿

受講番号	No.
------	-----

- 写真の裏には、必ず氏名を記入して下さい。
- 本申込書にご記入いただいた個人情報は、修了証へ記載するためのものであり、受講者の同意なしに目的以外に使用することはありません。
- 旧姓等の併記を希望する方は、戸籍謄本、旧姓（通称）を併記した住民票、運転免許証等いずれかの公的証明書を添付して下さい。

受講に必要な書面を貼り付けて下さい。
(本人確認のための自動車運転免許証又は健康保険被保険者証等の写し)

表	裏
---	---